

# 期間雇用社員の待遇改善に努め 同一労働同一賃金の実現を

## 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4144  
21年4月23日(金)  
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。

新型コロナウイルスは第4波に突入しました。4月21日現在、大阪は連日感染者が10000人超えで政府に緊急事態宣言の要請を行いました。大阪と隣接する兵庫、京都も緊急事態宣言の要請を決定しました。長崎でもクラスターが発生するなど感染段階のステージを4月20日に2から3に引き上げました。

終わりが見えない中でストレスは溜まりますが密を避ける行動を心がけましょう。

2020年4月1日に施行されたパートタイム・有期雇用労働法によって策定された「同一労働同一賃金ガイドライン」が、2021年4月1日から中小企業にも適

用されるようになりまし

### 休暇付与、手当支給状況

	地域基幹職	一般職	アソシエイト社員	期間雇用社員
住居手当	○	※1×	×	×
扶養手当	○	○	△(正社員の約8割)	×
※2 年末年始勤務手当	○	○	△(正社員の8割4000円)	△(正社員の8割4000円)
夏期冬期休暇	○	○	△(正社員の三分の一)	×
1月2、3日の祝日給	○	○	×	×
有給の病欠休暇	○	○	×	×

※1 現在支給対象者の経過措置期間は2028年3月31日まで

※2 年末年始手当の年末手当は廃止で年始手当のみ

パートタイム・有期雇用労働法における「同一労働同一賃金」とは、同じ職場で同じ仕事をしている正社員と、非正規雇用労働者は、その待遇と賃金を同じにすべきという考え方です。



賃金だけでなく、通勤交通費や住宅手当などの諸手当や、休暇などといった待遇面でも不合理な格差を無くすことがポイントです。労働契約法20条はこのパートタイム・有期雇用労働法に移行しました。

この法律の中での非正規労働者とは有期雇用契約労働者、パートタイム労働者、派遣労働者のこととで無期雇用フルタイムのアソシエイト社員は正社員の扱いになり対象外です。

郵政の職場は施行から1年が経過しましたがどうなつたでしょうか？

表は労基法20条裁判で勝利した休暇の付与手当の支給状況です。期間雇用社員は年始手当が正社員の8割支給されるだけで格差は残ったままです。

会社は郵政労基法20条裁判の訴訟リスクとして一般職の住居手当の廃止を決定しJPP労組もこれに合意しました。

そして今度はJPP労組が住居手当や扶養手当などの生活関連手当を廃止し基本給に組み込むことを検討しています。手当や休暇を廃止すれば格差は生じないという考えです。



jpg/labor/labor151.jpg

厚生労働省の指針では同一労働同一賃金の実現に正社員の待遇を下げることは回避するよう促しています。

国が株式を保有する大企業が罰則はないとはいえこの指針に従わないとなるとまた、批判を浴びることになります。

3月30日郵政ユニオン集団訴訟のトップをきって長崎訴訟の和解が成立しました。和解項目で会社は期間雇用社員の待遇改善に真摯に努める事を表明しました。

和解は成立しましたがたまたかいは終わりではありません。今後の支部のたたかいはこの文言の通り、期間雇用社員の待遇改善の為に就業規則を改訂させ同一労働同一賃金を実現することです。そのためにも我々は会社に対し圧力をかけていきます。

### 今後のスケジュール

- 4月23日(金) 支部執行委員会
- 4月30日(金) 郵政ユニオン集団訴訟 長崎訴訟和解報告集会 18時30分
- 長崎勤労福祉会館3階 大会議室

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。